

平成 25 年 度

日本海沿岸地帯振興に関する 提 案 ・ 要 望 書



平成24年 8 月



日本海沿岸地帯振興連盟

日本海沿岸地帯振興に関する提案・要望書

青森県から山口県に至る日本海沿岸地域 12 府県の諸施策の推進につきましては、日ごろ格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

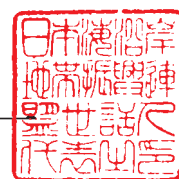
つきましては、平成 25 年度予算編成にあたり、別紙事業事項の実現に格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 8 月

日本海沿岸地帯振興連盟

世話人代表
富山県知事

石 井 隆



世話人
青森県知事

三 村 申 吾

世話人
秋田県知事

佐 竹 敬 久

世話人
山形県知事

吉 村 美栄子

世話人
鳥取県知事

平 井 伸 治

世話人
島根県知事

溝 口 善兵衛

新潟県知事

泉 田 裕 彦

石川県知事

谷 本 正 憲

福井県知事

西 川 一 誠

京都府知事

山 田 啓 二

兵庫県知事

井 戸 敏 三

山口県知事

山 本 繁太郎

別

紙

目 次

「日本海国土軸の形成」と「環日本海交流の推進」のための重点施策	1
I 定住と交流のための交通、情報通信体系の整備	
1 交通体系の整備	3
2 情報通信機能の高度化の促進	13
II 日本海に関する国際交流と総合的開発・利用・保全の推進	
1 国際交流・協力の推進	15
2 日本海の総合的開発利用及び研究の促進	17
3 「緑の国土軸」の推進	18
4 日本海を取り巻く環境保全の推進	19
5 日本海沿岸地域の安全確保	21
III 新しい豊かさ実現のための産業の展開	
1 新しい時代の地域農業の展開	27
2 食の安全と安心の確保に関する施策の積極的な展開	30
3 健全な森林の整備と林業・木材産業の振興	31
4 新海洋時代に対応した水産業の振興	32
5 産業基盤の充実・強化等	34
IV 活力に満ちた快適な地域づくりの推進と生活基盤の整備等	
1 総合的雪対策の推進	35
2 治山・治水等国土保全事業の推進	37
3 河川総合開発事業の推進	38
4 過疎・山村・特定農山村・離島・半島地域・中山間地域等 条件不利地域の定住条件の整備と活性化	39
5 総合的なエネルギー政策の推進	40
6 原子力施設の安全対策及び原子力防災対策の見直しと拡充強化	41
7 大学等教育・研究・研修・文化施設の整備促進	45

「日本海国土軸の形成」と「環日本海交流の推進」のための重点施策

(総務省、財務省、農林水産省、林野庁、国土交通省、環境省、文部科学省、
経済産業省、原子力安全・保安院、法務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

日本海沿岸地域は、豊かな自然や文化、優れた人材に恵まれ、無限の魅力を秘めた日本海に面するなど、極めて高い発展の可能性を有している。また、対岸諸国との経済、文化等の交流が活発化し、環日本海交流圏の形成が進みつつあり、「日本海国土軸」として、21世紀にふさわしい国土の形成をけん引することが期待されている。

しかし、太平洋沿岸地域に偏った一極一軸型の国土構造は依然として是正されず、日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域の格差は大きな課題である。

また、去年の東日本大震災により、国全体としてのリスク分散やバックアップ体制の必要性が浮き彫りとなり、リダンダンシーを確保するためにも、「日本海国土軸」の重要性が再認識されたところである。

さらに、近年、国土の保全や地球温暖化防止の観点から森林整備に対する重要性が高まっているとともに対岸諸国からのポリ容器や医療廃棄物等の大量漂着等や大陸から黄砂の飛来頻度の増加により、人への健康影響が危惧されている。そのうえ、近年、集中豪雨、雪害、高波被害といった大規模な自然災害が連続して発生している。

一方、日本海沿岸地域の豊かな自然、地域固有の文化の共有・継承や相互連携を進めることにより、住民が誇りを持てる自立的な圏域を創造するとともに、文化の振興のあり方等について検討し、日本海国土軸を自然・文化・産業が調和した地域とすることが必要である。

ついては、こうした日本海沿岸地域の実情を踏まえ、国において次の事項に格段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 日本海沿岸地域と太平洋沿岸地域との格差是正に向け、地方税財政制度の充実、企業立地の促進、中心市街地の活性化、中山間地域の振興など、活力あふれる地域づくりを推進すること。
- 2 対岸諸国に対し地理的優位性を有する日本海沿岸地域において、急速に成長を遂げる東アジア諸国との交流・連携を強化するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い多軸型の国土づくりを進めるため、リダンダンシーの確保に資する輸送体系の形成や物流ネットワークの構築など、次の社会資本整備等を重点的に推進すること。
 - (1) 日本海沿岸地域を縦貫する「日本海国土軸」の形成の推進
 - (2) 日本海沿岸地域相互間及び日本海側と太平洋側を結ぶ新幹線の建設の促進や幹線鉄道的高速化、高規格幹線道路の整備、地方航空路線の充実など、高速交通体系の形成
 - (3) 環日本海地域や東アジア諸国との人流、物流の拡大に対応するための日本海側の拠点港湾や空港の整備充実、環日本海地域における国際複合一貫輸送網の構築、C I Q職員の適正配置と充実
- 3 日本海沿岸地域において、学術文化、産業経済等の幅広い分野にわたって、対岸諸国との交流を促進するため、国際交流・協力事業に対する支援の拡大など、環日本海交流圏形成のための施策を推進すること。
- 4 「日本海国土軸」を自然・文化・産業が調和した「緑の国土軸」としても創生するため、森林等の緑地資源の保全、都市との交流・連携、地方への定住や二地域居住の促進を図る施策を推進すること。
- 5 環日本海地域の環境保全を推進するため、特に、次の事項を推進すること。
 - (1) 海岸漂着物処理推進法に基づき、漂流・漂着物等の海洋を含めた海岸環境問題の対策を、総合的かつ効果的に推進すること。
また、放置座礁船の問題についても、関係国への対応、処理費用の負担など、国の責任で対策を講ずること。
 - (2) 黄砂の国際的に共通のモニタリング手法の確立など、観測体制を充実すること。また、関係国と連携し、発生地での砂漠化等を防止する対策を講ずること。
 - (3) 北東アジア地域の産学官が連携して実施する、環境モニタリング体制の構築や人材育成などの環境保全施策への協力と支援を行うこと。
- 6 地球温暖化対策の推進や地方の自主財源の充実確保の観点から、CO₂排出削減に資する「地方環境税（地球温暖化対策のための税の一部地方税源化を含む）」や「環境自動車税」を地方税として創設すること。
- 7 東日本大震災をはじめ、近年多発した災害の被災者への支援と、復旧・復興に向けた措置を講ずるとともに、災害による被害を未然に防ぐため、地震、津波、雪害等に係る防災対策や、治山治水、海岸保全、原子力発電所の安全確保等の対策の充実を図ること。

I 定住と交流のための交通、情報通信体系の整備

I 定住と交流のための交通、情報通信体系の整備

1 交通体系の整備

（ 総務省、財務省、国土交通省、法務省 ）
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

日本海国土軸は、日本海沿岸地域に高速交通体系等の国土基盤を整備することにより、社会、経済、生活、文化等の諸機能を有機的に連結しようとするものであり、「21世紀の新たな国土形成」の基盤となるものである。

また、今般の東日本大震災により、国全体としてのリスク分散やバックアップ体制の必要性が浮き彫りとなり、日本海側と太平洋側が相互に補完しあえるような多軸型の災害に強い公共インフラの整備が重要である。

ついては、新幹線の建設や幹線鉄道的高速化、高規格幹線道路をはじめとする主要幹線道路の整備等、国内幹線交通体系の整備促進を図るとともに、基幹的な港湾、空港等を緊急に整備されるよう、格段の配慮を願いたい。

1 鉄道網の整備促進

(1) 新幹線鉄道建設の促進

ア 建設促進

北 陸 新 幹 線（長野～大阪）

北陸新幹線の早期全線整備

- ・平成26年度末までの金沢までの開業が一日も早く実現するよう、長野から白山総合車両基地までの整備を促進すること

また、新たに認可された白山総合車両基地から敦賀間について、早期完成・開業に向けて整備を促進すること

- ・このため、収支採算性に優れた北陸新幹線の事業費として十分な建設財源を確保するとともに、さらなる新幹線整備を促進すべく、新幹線への公共事業費の拡充・重点配分、貸付料の活用、必要に応じ借入金の検討等必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと
- ・災害に強い国土づくり、東海道新幹線の代替補完機能の重要性等に鑑み、大阪までのフル規格による整備方針を早期に明確化し、あらゆる手段を尽くして大阪までの早期全通を図ること
- ・地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じるとともに、各県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること
- ・北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、従来にはない長大な区間であり、地域住民の交通手段であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っている

その存続のため、既に経営が分離されている第三セクターへの経営支援の在り方（維持経費の助成措置など）も含め、これまでの枠組みの見直し・再検証を行い、JRからの協力・支援のあり方や並行在来線の赤字解消分も含まれている貸付料など新しい財源措置も含め、新たな仕組みを早急に講ずること

- ・以上、北陸新幹線の整備促進、並行在来線への支援、地方負担の軽減等の諸課題に対応するため、公共事業費の拡充・重点配分、JRからの貸付料の活用など、幅広い観点から十分な財源を確保すること

イ 整備計画の早期決定

羽越新幹線（富山～青森）

奥羽新幹線（福島～秋田）

山陰新幹線（大阪～下関）

中国横断新幹線（松江～岡山）・新幹線実現までの段階的な整備として、フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発の促進、伯備線への早期導入及び建設事業費への財政支援制度の創設

ウ 並行在来線の経営支援

並行在来線の維持・存続のため、初期投資に対する助成措置（初期投資軽減のための交付金の創設、起債に対する交付税措置など）や既に経営が分離されている第三セクター等への経営支援のあり方（維持経費の助成措置など）も含め、これまでの枠組みの見直し・再検証を行い、ＪＲからの協力・支援のあり方や、並行在来線の赤字解消相当分も含まれているＪＲ貸付料の活用など幅広い観点からの財源確保の方策を含め、新たな仕組みを早急に講ずること

青い森鉄道線（目黒～青森）

北陸の並行在来線

北陸本線（直江津～金沢）

信越本線（長野～直江津）

(2) 新幹線直通運転化の促進

奥羽本線（新庄～大曲） 早期実現

羽越本線（新潟～酒田） 早期実現

信越本線（長岡～上越） 早期実現

(3) ＪＲ在来線の整備促進等

ア 国の助成制度の拡充、地方財政制度上の支援の拡充及び事業の促進

奥羽本線（福島～青森）	複線化、高速化の早期実現、安定輸送の確保
羽越本線（新潟～秋田）	複線化、高速化の早期実現、安定輸送の確保
白新線（新潟～新発田）	複線化、高速化の早期実現
花輪線（大館～好摩）	複線化、電化の早期実現
男鹿線（男鹿～追分）	電化、高速化の早期実現
仙山線（仙台～山形）	高速化の早期実現
高山本線（富山～岐阜）	複線化、電化、高速化の早期実現
七尾線（津幡～和倉温泉）	一部複線化及び鉄道施設の改良による時間短縮
山陰本線（園部～幡生）	複線化、電化、高速化の早期実現
福知山線（篠山口～福知山）	複線化の早期実現
播但線（姫路～和田山）	複線化、電化、高速化の早期実現
因美線、智頭線（鳥取～上郡）	高速化、複線化、電化の早期実現

イ 利用者ニーズや災害時の代替補完機能を担う日本海側幹線鉄道の機能強化に応じた列車本数の増便、乗継接続の改善に対するＪＲへの指導

陸羽西線（新庄～余目） 乗継接続の改善

陸羽東線（小牛田～新庄） 乗継接続の改善

米坂線（米沢～坂町） 乗継接続の改善

(4) 第三セクター鉄道の整備促進等

秋田内陸縦貫鉄道（鷹 巣～角 館）	経営安定のための欠損補填等の支援制度の創設、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に対する補助制度及び地方財政措置の拡充
由利高原鉄道（羽後本荘～矢島）	経営安定のための欠損補填等の支援制度の創設、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に対する補助制度及び地方財政措置の拡充
フラワー長井線（赤 湯～荒 砥）	経営安定のための欠損補填等の支援制度の創設、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に対する補助制度の拡充
ほくほく線（六日町～犀 潟）	災害復旧事業費補助金の補助率引上げなど大規模災害復旧助成制度の拡充
万 葉 線（高岡駅前～越の潟）	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に対する補助制度の拡充
富山ライトレール（富山駅～岩瀬浜）	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に対する補助制度の拡充
の と 鉄 道（七 尾～穴 水）	経営安定のための欠損補填等の支援制度の創設、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に対する補助制度の拡充、和倉温泉～穴水間の電化等の実現
えちぜん鉄道（勝山～福井～三国港）	経営安定のための欠損補填等の支援制度の創設、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及び安全対策に係る設備投資に対する補助制度の拡充
北近畿タンゴ鉄道（宮 津～福知山 西舞鶴～豊 岡）	経営安定のための欠損補填等の支援制度の創設や「社会資本整備総合交付金」の活用枠の拡充、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、幹線鉄道等活性化事業等、諸支援制度の拡充及び固定資産税の軽減
若 桜 鉄 道（郡 家～若 桜）	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する補助制度の拡充、鉄道事業再構築事業に係る国助成制度の拡充

2 道路網の整備促進

- (1) 日本海沿岸地域のミッシングリンクの解消に向けた、災害に強い道路網等の整備と所要の財源の確保
- (2) 日本海沿岸地域の下記道路網等の整備促進、機能向上及び携帯電話等のトンネル不感地対策の推進

ア 日本海沿岸地域の道路網の整備促進

西津軽能代沿岸道路（地域高規格道路）
本 荘 大 曲 道 路（地域高規格道路）
日本海沿岸東北自動車道（高規格幹線道路）
新 庄 酒 田 道 路（地域高規格道路）

東 北 中 央 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
新 潟 山 形 南 部 連 絡 道 路	(地域高規格道路)
東 海 北 陸 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
北 陸 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
能 越 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
中 部 縦 貫 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
舞 鶴 若 狭 自 動 車 道 (近畿自動車道敦賀線)	(高規格幹線道路)
京 都 縦 貫 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
鳥 取 豊 岡 宮 津 自 動 車 道	(地域高規格道路)
北 条 湯 原 道 路	(地域高規格道路)
江 府 三 次 道 路	(地域高規格道路)
山 陰 自 動 車 道	(高規格幹線道路)
下 関 北 九 州 道 路 (関門海峡道路)	(地域高規格道路)

イ 高規格幹線道路の建設促進等

① 高速自動車国道

(a) 整備計画区間の整備促進

日本海沿岸東北自動車（酒田みなと～遊佐、大館北～小阪）

東北中央自動車道(福島～米沢北、南陽高畠～山形上山、東根～尾花沢)

関越自動車道

上越線（信濃町～上越：四車線化）

東海北陸自動車道（白鳥～飛騨清見：四車線化）

舞鶴若狭自動車道(近畿自動車道敦賀線)

(小浜～敦賀、福知山～舞鶴西：四車線化)

中国横断自動車道

姫路鳥取線（播磨新宮～山崎）

岡山米子線（蒜山～米子：四車線化）

尾道松江線（世羅～三次）

(b) 基本計画区間・予定路線区間の早期整備着手

東北縦貫自動車道

八戸線(八戸~青森)

日本海沿岸東北自動車道

東北横断自動車道

酒田線(月山～湯殿山)

いわき新潟線（会津若松～新潟中央：四車線化）

東北中央自動車道（泉田～金山
真室川～上院内
下院内～雄勝こまち）

東海北陸自動車道（飛騨清見～小矢部砺波：四車線化）

山陰自動車道（出雲～益田）
（益田～萩）
（長門～下関）

② 一般国道自動車専用道路の整備促進

津軽自動車道（青森～鯉ヶ沢）

中部縦貫自動車道（松本～福井北）

能越自動車道（輪島～能登空港、田鶴浜～七尾東、大泊～灘浦）

京都縦貫自動車道（丹波～京丹波わち）

北近畿豊岡自動車道（養父～豊岡）

③ 高規格幹線道路に準じる主要幹線の整備促進

北陸関東広域道路（富山、金沢、小松、福井～東京）

富山高山連絡道路（富山～高山）

金沢福光連絡道路（金沢～福光）

国道158号バイパス（福井～大野）

鳥取豊岡宮津自動車道（鳥取～豊岡～宮津）

④ 高規格幹線道路に準じる主要幹線の早期事業化

小松白川連絡道路（小松～白川）

下関北九州道路（関門海峡道路）（下関～北九州）

⑤ 高規格幹線道路の予定路線等に並行する一般国道等の整備促進

国道7号（大館西道路、鷹巣大館道路、象潟仁賀保道路）

国道9号（鳥取西道路、北条道路、中山・名和道路、名和・淀江道路、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路、多伎・朝山道路、朝山・大田道路、大田・静間道路、静間・仁摩道路、仁摩・温泉津道路、温泉津～江津間、浜田・三隅道路、三隅・益田道路、益田道路）

国道13号（院内道路、泉田道路、尾花沢新庄道路）

国道45号（上北道路、上北天間林道路）

国道373号（志戸坂峠道路）

国道491号（長門・俵山道路）

3 空港の整備促進

(1) 空港機能の拡充

青森空港	国内航空路線の充実
	国際航空路線の整備
	C I Q体制の充実・強化
三沢空港	国内航空路線の充実

秋 田 空 港	空港施設の整備拡充 国内航空路線の維持・充実 C I Q体制の充実・強化
大館能代空港	空港施設の整備拡充 国内航空路線の維持・充実
山 形 空 港	国内航空路線の充実（発着路線の増便、ダイヤ改善、機材の大型化による利便性の向上及び札幌・名古屋便の再開） 駐機場拡張による利便性及び防災機能の向上
庄 内 空 港	国内航空路線の充実（東京便の増便による利便性の向上）
新 潟 空 港	空港施設の整備拡充（滑走路の沖合展開） 国際航空路線の整備（中国北京方面便等の開設） 空港整備事業による空港アクセス鉄道整備への支援充実 新潟空港駐車場の駐車料金の低減、管理運営の移管 C I Q体制の充実・強化 L C Cなど新たな航空需要への対応に向けた取組の推進 冬期の安定運行の確保 国管理空港の民間委託における地元意見の反映
富 山 空 港	国内航空路線の充実 国際航空路線の整備 冬季就航率の向上
小 松 空 港	空港施設の整備 国内・国際航空路線の拡充 C I Q体制の充実・強化 駐車場の利便性向上、駐車料金の軽減、民間への早期移管
能 登 空 港	国内航空路線の整備（運航ダイヤの改善などによる利便性向上） C I Q体制の充実・強化
コウノトリ但馬空港	東京便の開設に向けた航空事業者への働きかけ
米子鬼太郎空港	C I Q体制の充実 国内航空路線の整備（東京便の拡充） 地方自治体が行っている駐車場無料化施策への協力
鳥 取 空 港	C I Q体制の整備 国内航空路線の整備（東京便の拡充） 空港施設の整備拡充（航空灯火設備機器更新・電源設備・滑走路更新）
出雲縁結び空港	国内航空路線の充実（東京便・大阪便の充実、福岡便の拡充、名古屋便の開設、隠岐便の維持） 国際航空路線の整備
萩・石見空港	国内航空路線の整備（大阪便の早期再開、東京便の充実）
隠 岐 空 港	国内航空路線の整備（出雲便の維持、大阪便の充実、東京便の開設）
山口宇部空港	空港施設の整備 国内航空路線の充実 C I Q体制の整備

(2) 財源措置の拡充等

- ア 我が国の国際・国内航空ネットワークの拡充を推進するため、空港整備に対する公共事業費の大幅な増額
- イ 空港使用料等の引き下げにより、地方空港等の整備に遅れが生じないように配慮すること
- ウ 地方航空の維持・充実のための財政支援措置の創設および拡充
- エ 離島航空路線への財政支援措置の拡充
- オ コミューター航空の維持・充実のための財政支援措置の創設

(3) 羽田空港発着枠の国内・地方航空路線への優先配分等

- 羽田空港の再拡張に伴う発着枠の拡大にあたり、一部離島航空路を含めた地方路線への優先的な配分及び予定される発着枠の早期実現による充実を図ること
- また、小型航空機（100席未満）に新たに設けられた路線開設枠（1枠）の維持を図ること

4 港湾の整備促進

(1) 国際拠点港湾

新潟港	国際コンテナターミナルの機能強化（新潟東港）
日本海側拠点港 総合的拠点港 ※国際海上コンテナ ※LNG	港湾機能の維持と海洋環境保全のための新潟西港土砂処分場整備の推進（新潟西港）
伏木富山港	新湊地区多目的国際ターミナル・コンテナバースの増設、泊地浚渫
日本海側拠点港 総合的拠点港 ※国際海上コンテナ ※国際フェリー ※国際RORO船 ※外航クルーズ	臨港道路及び伏木地区万葉3号岸壁（-14m）の耐震強化など伏木外港の整備
	外貿 RORO 船対象岸壁の直轄事業化、CIQ 体制（船上臨検の派遣など）の充実
下関港	下関・北浦海域沖合人工島等の整備促進
日本海側拠点港 総合的拠点港 ※国際海上コンテナ ※国際フェリー ※国際RORO船 ※国際定期旅客	

(2) 重要港湾等

（重要港湾）

青森港	防波堤、緑地等の整備促進
秋田港	防波堤等の整備促進
日本海側拠点港 ※国際海上コンテナ	国際コンテナターミナルの機能強化
船川港	泊地等の整備促進
能代港	防波堤等の整備促進
拠点化形成促進港 ※リサイクル貨物	

酒 田 港 〔日本海側拠点港〕 ※リサイクル貨物	防波堤、航路・泊地及びアクセス道路の整備促進、耐震強化岸壁整備の 早期着手
直 江 津 港 〔日本海側拠点港〕 ※LNG	泊地等の整備促進
七 尾 港 〔拠点化形成促進港〕 ※リサイクル貨物	国際物流ターミナル、耐震強化(旅客船)岸壁（-7.5m）の整備促進
金 沢 港 〔日本海側拠点港〕 ※国際海上コンテナ ※外航クルーズ	国際物流ターミナルの整備促進
敦 賀 港 〔日本海側拠点港〕 ※国際フェリー ※国際RORO船	防波堤、多目的国際ターミナル等の整備促進、C I Q体制の充実
京都舞鶴港 〔日本海側拠点港〕 ※国際海上コンテナ ※国際フェリー ※国際RORO船 ※外航クルーズ	多目的国際ターミナル（岸壁機能強化、幹線臨港道路の整備促進）、フェ リーふ頭の機能強化促進、C I Q体制の充実
鳥 取 港	防波堤(延伸・改良)の整備促進、C I Q体制の整備
境 港 〔日本海側拠点港〕 ※国際海上コンテナ ※外航クルーズ ※原木	国際物流ターミナルの早期完成、複合一貫輸送に対応した貨客船ターミ ナルの早期着手、防波堤の整備促進、C I Q体制の充実・強化
浜 田 港 〔日本海側拠点港〕 ※原木	臨港道路福井4号線の整備促進、防波堤等の整備促進、C I Q体制の整備

(特定地域振興重要港湾・地方港湾)

大 湊 港	臨港道路等の整備
魚 津 港	北地区の護岸の整備促進
福 井 港	航路泊地等（埋没対策含む）の整備促進、重要港湾への格上げ
河 下 港	防波堤の整備促進

(3) 港湾施設の長寿命化に向けた財政措置の拡充

- ア 維持管理計画の策定に係る財政措置の拡充
- イ 長寿命化を図るための改良工事に対する財政措置の拡充

(4) 日本海側拠点港の形成

- ア 日本海側拠点港について、国際競争力を強化し日本海地域の経済発展に貢献するため、必要な施策を重点的に行うこと
- イ 拠点化形成促進港に対するフォローアップを強化し、必要な施策を講じること

5 地域公共交通の維持、安全対策及び活性化

- (1) 鉄道軌道及び地方バス路線維持対策の拡充
- (2) 地域公共交通体系の確立を図るための施策及びバリアフリー法に対応した施設整備等に係る財政支援措置の拡充
- (3) 地方公共団体が中小民鉄（第三セクターが運営する鉄道を含む）に対して行う鉄道軌道欠損補助等に係る財政支援措置の拡充
- (4) 地方鉄道が行うＡＴＳの導入・改良などの安全対策に係る設備更新や大規模な修繕に対する補助制度及び税制上の優遇措置の大幅拡充
- (5) 低床型車両の導入促進に係る予算の拡充
- (6) 耐震対策等の保全事業及び災害復旧事業に対する支援制度の拡充

2 情報通信機能の高度化の促進

(総務省、経済産業省)

高度情報通信ネットワーク等の整備により、日本海沿岸地域が世界の中の一地域としてグローバルな活動を展開し、個性あふれる情報を発信していくことにより、日本海沿岸地域が元来持つ豊かな自然や快適な生活環境を活かした良質な居住・就業環境が創出される。

ついては、I C T（情報通信技術）が日常生活の隅々にまで広く浸透しつつある現状に鑑み、地域間の情報通信格差（デジタル・ディバイド）を是正し、日本海沿岸地域の活力と均衡ある地域経済社会の形成を目指すため、光ファイバ等のより高速な情報通信基盤の整備・利活用や、地上デジタル放送への移行後のセーフティネット利用者等の諸対策、携帯電話不感地域の解消など、地域における情報化を推進する施策について格段の配慮を願いたい。

Ⅱ 日本海に関する国際交流と総合的開発・利用・保全の推進

Ⅱ 日本海に関する国際交流と総合的開発・利用・保全の推進

1 国際交流・協力の推進

(総務省、外務省、経済産業省、国土交通省)

環日本海交流圏の形成は、わが国全体にとって、これからの新たな国土の発展を展望するに当たり極めて重要なテーマであるとともに、とりわけ日本海沿岸地域にとって、太平洋側との格差を是正し、活力ある地域として発展していくためには不可欠な視点である。

ついでには、日本海に関して国際的な理解と関心を醸成するとともに、貿易の振興をはじめ、多面にわたる国際交流の推進を図り、環日本海交流圏を形成するための施策について格段の配慮を願いたい。

1 交流・協力体制の整備

- (1) 幅広い国際情報の収集機能強化と地方への情報提供の充実
- (2) 国内通商関係機関の整備拡充及び対岸諸国における情報収集・発信、
交流の拠点となる関係機関等の海外事務所の設置
- (3) 環日本海諸国との貿易見本市等の相互開催をはじめとする環日本海
交流推進のための事業推進と国の積極的な関与
- (4) 国際交流を担う青年やシニア層の確保・育成事業の促進
- (5) 環日本海地域における国際複合一貫輸送網の構築など、日本海沿岸
地域における物流ネットワークの構築

2 交流・協力事業推進のための財源措置

地方において自治体や各種団体が行う国際交流・国際協力事業に対する政府開発援助（ODA）資金の活用、地方交付税措置の拡大など財政措置の充実

3 交流・協力基盤等の整備

- (1) 日本海沿岸地域と対岸諸国との定期航路・航空路の開設及び拡充
- (2) 国内外輸送貨物の日本海沿岸地域の港湾の利用促進、内航航路の充実等
- (3) 外航クルーズ船の日本海沿岸地域への誘致及び寄港数増加

2 日本海の総合的開発利用及び研究の促進

(文部科学省、水産庁、資源エネルギー庁、環境省)

日本海は、沿岸諸国にとって豊かな自然や漁業資源など数多くの恵みをもたらす貴重な共有財産であり、その美しく豊かな環境・資源を開発・利用するとともに将来世代に継承していくことは極めて重要である。

ついては、日本海沿岸の地域振興を総合的に進めるために、日本海における海洋資源の開発利用に関する研究、開発機能の整備並びに日本海に関する学術研究の推進等について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本海の環境保全と有効利用に関する国際的共同研究組織の設置
- 2 日本海の流動と生態系の変動等に関する基礎的学術調査と資源探査調査の実施
- 3 深層水（日本海固有水）の多目的利用研究に対する助成・支援
- 4 日本海沿岸域における総合的開発と利用に関するプロジェクトの積極的導入と推進
- 5 日本海とその周辺及び関連地域全体を一つのまとまりとしてとらえ、海との関わりを軸にその自然・文化・歴史・経済などを総合的に研究するとともに、地域間の交流を促進する「日本海学」の推進

3 「緑の国土軸」の推進

(総務省、国土交通省、農林水産省、環境省)

日本海沿岸地帯は、豊かな自然や美しい景観、固有の文化などに恵まれ、さらに無限の魅力を秘めた日本海に面するなど、豊富な地域資源を有している。

しかし、農山漁村においては、近年、過疎化や高齢化などの進行により、これらの保全が難しくなっており、このような空間を地域が一体となって次世代に継承していくことが課題となっている。

21世紀は、「環境の世紀」と呼ばれ、地球環境の維持・保全が叫ばれる中、日本海沿岸地帯は、この地域資源を活用し、循環型社会のモデル圏域として自然環境を保全・再生していくことが求められている。

また、都市住民には「田舎暮らし」や「週末居住」等に対する関心が高まってきている。

このため、日本海沿岸地帯の主軸をなす「日本海国土軸」について、さらに自然・文化・産業が調和した「緑の国土軸」として推進するため、農林漁業者のみならず、地域住民など多様な主体の協働により、地域資源を活かした農山漁村の生活環境基盤及び生産基盤の整備・保全等を行う新たな公共事業やグリーン・ツーリズム等の都市との交流・連携、さらには都市住民の移住促進を図る施策等を推進していくことが必要である。

ついては、「緑の国土軸」を推進するための諸施策について格段の配慮を願いたい。

4 日本海を取り巻く環境保全の推進

(総務省、国土交通省、外務省、環境省、水産庁、海上保安庁)

日本海は、その沿岸諸国にとって、漁業資源、海上交通、レクリエーションの場等の恩恵をもたらしている共有財産である。しかしながら、近年、沿岸地域では、工業化の進展や都市部への人口集中、漁業や海上交通による利用の拡大等に伴い、今後の海洋環境の悪化が予想されるほか、石油タンカーの沈没等の海難事故が増加傾向にあり、豊かな漁業資源や沿岸地域の観光等に重大な被害を及ぼすことが懸念されているところである。

また、海外からの漂流ごみについても、漁業被害、有害物質の拡散等が懸念される。

環日本海時代の到来を迎え、海洋汚染を防止し、環境の保全を図っていくことは、沿岸に居住する者にとって共通の使命であり、そのためには、沿岸諸国や地域、各種団体等が連携協力し、すべての主体の参加のもとに国際的な取組みとして各種の事業を展開していく必要がある。

また、自然状態を保持した海岸は魚介類の繁殖及び生息の場や観光資源として重要であるばかりでなく、水質浄化等地球環境の再生にも貢献している。

ついては、環日本海地域の環境保全を推進するための施策について格段の配慮を願いたい。

- 1 環日本海諸国間における多様な環境問題に対処するための、自治体・民間団体による技術移転や人事交流などの現地即応型の環境協力への支援
- 2 「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」などを通じた、環日本海諸国の

連携、協力による海洋汚染防止のための共同監視、防除体制などの充実

3 漂着物等対策の確立

- (1) 対岸諸国から漂着する信号弾、プラスチック製薬品容器等日本海沿岸への漂着ごみの実態把握、発生源対策、除去対策等の総合的な対策の推進
- (2) NOWPAPにおける漂着ごみプロジェクトや、漂着ごみの処理費用の負担を国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関の設立など、国際的な協力体制による取組みの推進
- (3) 対岸諸国からの漂着の未然防止や、海岸管理者等による回収・処理等に要する経費について、海岸漂着物処理推進法第29条第1項の規定により国は海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないことを踏まえ、恒久的に必要な財政措置を講じること
- (4) 海底に沈下しているコンテナ等の処理において、地方自治体等による原因者特定並びに当事者が外国にいる場合における解決に向けた取組みに対する国の支援体制の整備、並びに沈下コンテナ等の撤去を原因者に義務づけるための国際条約の早期批准及び法制度の整備

また、法制度が整備されるまでの間、コンテナ等の処理に要した経費に対する支援制度の採択基準の緩和及び早期採択

- 4 地方公共団体と協調した国レベルでの藻場・干潟の保全及び再生等、自然海岸の保持
- 5 日本海沿岸でも影響を受けている黄砂等について、早期に物理的、化学的な性質や人体への影響を解明するとともに観測体制の充実を図るほか、有害大気汚染物質の汚染評価を行うこと。また、ODAの活用などにより黄砂発生源対策を推進すること
- 6 大陸からの寄与を含めた酸性雨（雪）の自然環境への影響の実態解明を促進すること
- 7 日本海沿岸の砂丘海岸は、冬期風浪等により侵食が進行しており、国土保全とともに観光資源の観点からも国レベルでの広域的な調査及び保全対策を講じること
- 8 近年、日本海沿岸地域でも顕在化しつつある大気中のオキシダント濃度の広域的な上昇について、大陸からの移流等の影響も指摘されていることから、原因究明を行うとともに、広域的な観測体制の充実を図るほか、大陸諸国への協力要請を含め、必要な対策に取り組むこと

5 日本海沿岸地域の安全確保

(内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、
環境省、防衛省、消防庁、林野庁、水産庁、海上保安庁、気象庁、警察庁)

日本海沿岸地域における地震など自然災害の発生、重油・木材等の流出事故、難民等の漂着、その他工作船等の領海侵犯問題、近年多発している国際組織犯罪、更には北朝鮮による核実験、ミサイル発射等は、日本海沿岸地域の安全、安定を脅かすのみならず、北東アジア地域全体の環境や平和を脅かす可能性もある。

特に震災対策に関しては、東日本大震災において、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震が発生し、甚大な被害を招いたことから、地震・津波対策を検証するための科学的な調査などを緊急に実施する必要があるとともに、近年日本海沿岸地域でも頻繁に地震が発生しているにも拘わらず、南海トラフの巨大地震や首都直下型地震に向けた対策・取組みのみが注目され、東海地方などと比べ財政支援措置に格差が生じている。

災害に強い国土づくりを目指すためには、太平洋側における地震・津波研究だけでは不十分であり、日本海側で発生する地震・津波研究に対しても、更なる支援や、制度拡充が必要である。

また、船舶油濁損害賠償保障法により保険未加入の外航船舶の国内港湾への入港が禁止されているものの、依然、サブスタンダード船（国際条約等の基準に適合しない船舶）による海難事故が多発しており、引き続き国による外航船舶への検査等の体制強化について取り組む必要があると考える。

ついては、日本海沿岸地域における地震など各種災害の発生防止及び発生した場合の適切な対応、並びに日本海沿岸諸国との国家間安全保障問題等について格段の配慮を願いたい。

- 1 船舶等からの危険物等流出事故対策の推進
 - (1) 環境対策、海洋汚染防止のための共同監視・防除体制等の確立
 - (2) 油流出事故における油の漂流・漂着予測システムの確立および情報提供システムの導入
 - (3) 木材等の流出事故における国による回収の代執行制度や、関係自治体による回収費用の補填制度の創設、並びに油濁損害賠償保障法に準じた法制度の整備
 - (4) 国における事故防止対策及び応急対策の強化、防除作業経費の負担制度の創設
- 2 東日本大震災等を踏まえた日本海沿岸地域における震災対策の強化
 - (1) 日本海側における地震活動及び津波の発生メカニズムの解明、予知技術の向上に関する調査研究の推進
 - (2) 地震・津波対策を検討するための前提となる、日本海側のプレート境界、未確認の断層を含めた陸上や海底活断層の実態などの科学的調査のすみやかな実施と調査結果の情報提供
 - (3) 地震常時観測システムの設置や観測機器の増設など地震予知及び津波予報のための観測体制の整備充実
 - (4) 津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための津波観測体制の整備充実とともに、甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤等の防災施設、避難路、防災行政無線等のハード整備及び迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置
 - (5) 液状化危険度分布について、今回の震災を踏まえた国の考え方や、調査項目等の見直し及び液状化危険度分布や人的・物的被害予測について

地域防災計画の見直しに活用できる詳細なデータの提供

- (6) 災害時の避難所や災害対策の拠点となる公共施設・公的施設の耐震化の促進や、中・長期間にわたる防災機能の維持を確保するための各種事業への起債充当、償還費に対する交付税措置の拡充、及び支援の創設または充実
- (7) 地震防災緊急事業五箇年計画に係る事業や防災対策事業の実施など、総合的な地震防災対策の充実・強化を図るための財政的支援
- (8) 災害廃棄物処理に係る国庫補助制度の特別措置
- (9) 日本海側における基幹的広域防災拠点の整備
- (10) 日本海側における地震・津波に関する調査・研究空白域の早期解消、および、日本海（特に、佐渡島付近の東縁部）で発生し得る地震や津波の全体像の早期提示
- (11) 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県知事が行う浸水地域等の設定に必要な日本海側の地域に係る断層モデルの速やかな提示

3 集中豪雨等による洪水・土砂災害対策の推進

- (1) 効果的・効率的な洪水・土砂災害対策の推進
- (2) 洪水予測及び土砂災害予測等の充実
- (3) 総合的な治水対策の推進

4 日本海沿岸地域で発生する高波対策の推進、より精度の高い波浪うちあげ高の予測技術の早期開発

5 豪雪に伴う雪処理事故等への対策の推進

- (1) 除雪体制維持に必要な経費に係る財政的支援

(2) 住宅の雪処理担い手確保及び効果的な除排雪活動に対する支援

6 日本の国権を脅かす国籍不明不審船領海侵犯問題等について、漁業者の操業の安全はもとより、国民の生命と安全を確保する観点から、再発防止のための外交努力、不審船・工作船対応の高速高機能巡視船の配備等必要かつ適切な対策の推進

7 外国船舶に対する指導監視等の強化

外国船舶監督官の増員などPSC(ポートステートコントロール)体制の強化及びPSCによる改善命令の履行を担保するための関係各国との連携の強化

8 港湾の保安対策

SOLAS条約(海上人命安全条約)により義務付けられた港湾保安対策の実施(管理・運営・施設の設置、更新を含む)に対する財政的支援

9 テロ等に対し住民の安全を守る危機管理の強化

(1) 地方公共団体の危機管理体制への総合的な支援

(2) 国民保護のための財源措置の拡充と平常時からの関係機関との連携体制の整備

(3) 住民避難のための交通基盤の整備

(4) 武力攻撃や大規模テロにおいて、府県境を越えた住民避難等が円滑に行われるよう、国における広域的な体制の整備

10 難民漂着事案等に対する体制とマニュアル等の整備

(1) 着岸する前に対処できるよう国の体制整備、及び水際対策の強化

- (2) 漂着事案が発生した場合の、国、都道府県、市町村、関係機関の緊密な連携及び迅速な初動対応実施のための、国としての連絡体制や情報共有体制の整備
- (3) 武装している可能性のある難民等の漂着事案に迅速かつ的確に対応するために、国の役割の明確化及び対処マニュアル等の策定

Ⅲ 新しい豊かさ実現のための産業の展開

Ⅲ 新しい豊かさ実現のための産業の展開

1 新しい時代の地域農業の展開

(内閣府、外務省、厚生労働省、総務省、農林水産省、経済産業省)

日本海沿岸地域は古くから、日本海側特有の気象条件を活かして米等を中心にわが国の食料安定供給に大きな役割を果たしてきたが、近年、農村の過疎化の進行等による担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加や水利施設の老朽化に加え、輸入農産物の増加など国際化の進展に伴い、農業・農村及び関連する産業分野をめぐる環境は極めて厳しい局面にあり、今後とも国際化に対応し得る農業の構築、活力ある農村の整備、食料供給力の向上が不可欠となっている。

ついては、地域の自主性と創意工夫が生かされる実効性のある施策の着実な推進について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域農業の安定的発展の基本となる関税等の国境措置を確保するため、WTO農業交渉及びEPA交渉等においてわが国の主張を強力に展開すること

特に、TPP協定については、農林水産物や工業製品などの物品市場アクセスやサービス分野のみならず、金融、労働など幅広い分野にわたっており、国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、食料安全保障の観点も含め、国益に十分留意するとともに、その経過、内容について、国民にわかりやすい形での十分な情報提供を行い、国民的議論を十分尽くし、広く国民の理解と合意を得たうえで、協定への参加の是非を総合的かつ慎重に判断すること

- 2 世界の食料需給のひっ迫が予想されるなか、国民への食料の安定供給

を将来にわたって確保するという視点に立った農業・農村の食料供給力強化による食料自給率の向上への支援策を強化すること

- 3 農業者戸別所得補償制度については、食料自給率の向上はもとより、地域農業の持続的発展がなされるよう地方の裁量が十分発揮できる制度とするとともに、財源の効果的な活用や法制化を含め、安定的・継続的な制度とすること

また、認定農業者、集落営農組織、新規就農者などの担い手の育成・確保や担い手への農地集積など地域農業の再生に向けた実行性のある施策の推進とそのための財源を確保すること

- 4 非主食用米や麦・大豆等の戦略作物及びそれ以外の特色ある地域振興作物の生産振興を図るため、産地資金の継続・拡充や、地方の裁量発揮が可能な支援策など、多様な地域農業の維持・発展を支える方策を確立すること

- 5 地域資源を活用し、農業者の所得向上と雇用確保に繋がる農業の6次産業化を促進するため、事業の発展段階に応じた支援策を充実すること

- 6 米の生産数量目標の配分時期については、担い手の営農計画に十分配慮すること

- 7 農業・農村の多面的機能の発揮、美しく住み良い農村空間の創造、農村への都市住民の移住対策を推進すること

- 8 野生生物の適正管理を含めた実効性ある鳥獣被害防止対策を推進すること

- 9 食料自給率の向上に不可欠な農業生産を支える基盤の整備や農業水利

施設等の保全管理、集落間道路の整備に係る実効性ある施策の推進と
のための財源を確保すること

- 10 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や施設の長寿命化のための活動等への支援として、地域農業の継続に大きな役割を果たしている「農地・水保全管理支払交付金」の恒久化及び必要額を確保すること

2 食の安全と安心の確保に関する施策の積極的な展開

(厚生労働省、農林水産省、消費者庁)

食品の表示偽装問題、輸入食品による健康被害の発生、食品への放射性物質の影響など国民の「食」の安全性に対する不安が増加している状況である。

ついては、国民の不安を解消し、食の安全・安心を確保するために地方自治体が行う農畜水産物などの放射性物質検査に係る財政的支援を充実させるとともに、国と地方自治体がより合理的な連携体制を構築し、食品等の規格基準の充実や適正表示の徹底、輸入食品の監視・検査体制の強化、トレーサビリティシステムの確立、食の安全・安心等に関するリスクコミュニケーションの充実、さらに食品ロスの低減及び企業の負担軽減のため、食品回収に係る法令上の運用解釈の明示等実効性の高い施策の推進について格段の配慮を願いたい。

3 健全な森林の整備と林業・木材産業の振興

(厚生労働省、農林水産省、林野庁)

森林は水資源のかん養、国土の保全、優れた自然環境の創出等様々な公益的機能を有しているが、森林を守り育ててきた林業・山村は、林業生産基盤整備の立ち遅れ、林業採算性の悪化、林業労働力の減少等が進み、一段と厳しい状況におかれている。

こうした状況を踏まえ、森林の有する多面的機能の持続的発揮、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献に加え、担い手の育成・確保や林業公社の経営に対する財政支援について、一層の充実を願いたい。

4 新海洋時代に対応した水産業の振興

(外務省、農林水産省、水産庁、海上保安庁)

水産業を取り巻く環境は、国連海洋法条約の批准に伴う排他的経済水域の設定並びに漁獲可能量制度の導入など大きく変化しており、日本海沿岸地帯においても輸入水産物の増大による魚価の低迷、漁業従事者の高齢化、後継者の不足に加え、大型クラゲの来遊、燃油価格の高騰など益々厳しさを増している。

水産業は、国民の健康で安全な食生活を維持する上からも、重要な地位を占めており、今後とも安定した漁業生産の確保と水産業の振興のための施策について格段の配慮を願いたい。

- 1 新たな政策理念と基本的な施策方向を定める水産基本法に基づき、担い手の確保・育成対策の拡充など漁業地域の活性化と加工・流通業等を含めた水産業全体の発展を図るための具体的施策を早急に講じること
- 2 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域の境界画定により暫定水域を撤廃すること。それまでの間、日韓・日中漁業協定に基づく暫定水域での資源管理体制の確立、協定の影響を今なお受ける漁業者に対する支援の継続実施、外国漁船の入漁に関する規制強化並びに取締り体制の強化などによる漁業秩序の早期確立をおこなうこと

特に、我が国排他的経済水域と日韓暫定水域との境界付近で、多発している韓国のバイかご、アナゴ筒、ズワイガニ底刺網漁業の違反操業の根絶については特段の措置を講じること

- 3 府県が行う広域回遊種の資源管理や栽培漁業などについては、その効果は1府県にとどまらず広範囲に及ぶものであり、国が責務を有するものであるといったことも踏まえ、国の積極的な関与による資源管理や栽

培漁業の発展を考慮した水産業振興諸施策の推進並びに財政支援措置を講じること

- 4 日本海沿岸に大量に出現し、漁業に大きな影響を及ぼす大型クラゲについて、日中韓 3 ヶ国共同の調査研究による大量発生原因の早期解明と発生海域における 3 ヶ国が連携した駆除体制の構築及び漁業被害の防止と漁業経営の安定を図るための対策を講じること

また、クラゲが発生する海域に近い九州から日本海西部沿岸海域での小型サイズ時の徹底駆除や、海底清掃によるクラゲの回収・処理方法の確立、大型クラゲを資源として有効活用できるよう地方の研究機関等と連携した積極的な研究・開発を推進すること

- 5 平成 14 年度以降、日本海西部海域で頻発している有害赤潮についても、沿岸の水産資源に重大な影響を及ぼしていることから、対岸諸国も含む広域的な課題として、漂着の予測や、事前防除等の究明等について国レベルでの対策を講じること

- 6 漁業用燃油価格については、新興国の石油需要の急増や投機資金の流入などにより、予断を許さない状況にあり、漁業生産の安定的な確保と水産業の振興を図るため、長期的な展望に立って、省エネ型漁業転換への支援や金融措置等の緊急燃油高騰対策を講じること

5 産業基盤の充実・強化等

(厚生労働省、経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構)

日本海沿岸地域は、製造部門のウエイトが高く、また、経営基盤の脆弱な中小企業が数多く立地しているため、近年の経済のグローバル化の進展やアジアの発展を背景とした新たな国際分業構造の形成等の構造変化の中で、産業の空洞化等による地域経済への影響が懸念されている。

また、東日本大震災により甚大な人的、物的被害が発生し、現在、国を挙げて被災地の復興に取り組んでいるが、一日も早い復興を図るためには、復興を支える日本海沿岸地域の経済の活性化や新たな成長を目指した戦略的な取り組みが必要不可欠である。

さらに、太平洋側に集中していた産業施設が広範囲にわたり被災したため、電力供給や石油燃料等の不足、サプライチェーンの寸断を引き起こし、産業活動の停滞に繋がった。

一方、福島第一原子力発電所事故の影響から全国の原子力発電所の運転が停止したことに伴い、原子力発電所立地地域における経済の停滞や雇用環境の悪化が懸念される。

こうした状況に鑑み、日本海沿岸地域の経済の活性化を図り、リスク分散と相互補完のための企業立地を戦略的に推進するため、日本海側へ産業基盤施設や企業等の進出を誘導・支援する対策を講じるとともに、新産業創出に向けた地域の特長を生かした研究開発などへの支援や、技術の高度化にも即応できる産業基盤の強力な整備推進と併せ、中小企業への資金繰り対策、雇用の維持や創出のための施策について格段の配慮を願いたい。

Ⅳ 活力に満ちた快適な地域づくりの 推進と生活基盤の整備等

Ⅳ 活力に満ちた快適な地域づくりの推進と生活基盤の整備等

1 総合的雪対策の推進

（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、林野庁、気象庁）

日本海沿岸地域における冬期間の積雪は、地域住民の日常生活をはじめ産業経済活動にも大きな障害を及ぼしている。

ついては、地域の活性化を推進するとともに、国土の均衡ある発展を図るため、豪雪地帯対策基本計画に基づく克雪・利雪・親雪対策を実現するための実効ある具体的施策の推進について格段の配慮を願いたい。

1 生活環境、生産基盤の整備

- (1) 豪雪地帯対策特別措置法の改正の趣旨を踏まえ、同法に基づく各種配慮規定の具体化のための関連予算など、豪雪地帯に対する行財政支援措置の拡充
- (2) 冬期に集落機能の維持が困難となる市町村支援の充実、屋根融雪装置を設置するなどの克雪型住宅に対する助成措置等の強化・拡充、高齢者等要援護者の住宅の屋根雪下ろし等に対する支援措置の創設
- (3) コミュニティ維持のための雪処理対策の推進
- (4) 雪に強いまち（スノートピア）づくり事業の拡充
- (5) 雪崩対策事業及びなだれ防止林造成事業の拡充と雪崩の警戒避難体制の整備
- (6) 新世代下水道支援事業制度のリサイクル推進事業（積雪対策推進型）の拡充
- (7) 雪対策砂防モデル事業、雪対策ダム事業等の河川関連雪対策事業の拡充
- (8) きめ細かで精度の高い降雪予測と積雪情報の提供

- (9) 国が管理する国道および高速道路における雪害対策の充実強化
- (10) 農林水産関係の豪雪等被害の復旧に対する支援策の拡充
- (11) 雪害により発生した折損木・倒木の流出等による二次災害の発生を防止するため、被害木の処理伐採など森林整備に関する新たな災害対策事業の創設
- (12) 克雪住宅において、融雪のために消費した電気料、燃料費等については、災害関連支出として所得税及び住民税の雑損控除の対象とすること
- (13) 地域において流雪溝を活用して除排雪を行う場合（県道に係る分は除く）の地域水源を活用した消流雪用水の確保や同用水の揚水に掛かる電気料金の負担軽減に向けた支援

2 雪寒地域の交通確保等

- (1) 国、府県、市町村さらに住民が一体となった除雪体制の整備
- (2) 雪寒事業の交付対象拡大等交付金の制度設計・運用の見直し及び必要額の総額確保
- (3) 安定的で持続可能な除雪体制の整備のための制度創設

3 調査研究の推進及び調査研究体制の充実

- (1) 安価で自然や道路構造物にやさしい凍結防止剤並びに路面凍結防止舗装の研究開発の推進
- (2) 国における克雪及び雪エネルギーの活用等利雪対策に関する研究の推進
- (3) 地域の実情に応じた雪対策を推進するための調査研究の推進及び調査研究施設の整備等総合的な調査研究体制の充実
- (4) 地熱等を利用し、環境に配慮した無散水消雪技術の開発・普及の推進

2 治山・治水等国土保全事業の推進

(農林水産省、林野庁、国土交通省)

国土を保全し、土砂災害及び水害から国民の生命と財産を守り、安全で豊かな国民生活を実現するため、治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業等の重点的、計画的な推進について格段の配慮を願いたい。

また、住民の危機管理意識を高め、土砂災害や水害から住民の生命及び身体を守るため、情報基盤総合整備事業など防災情報の伝達や避難体制の確立に係るソフト対策のための事業についても格段の配慮を願いたい。

3 河川総合開発事業の推進

(国土交通省)

河川水は、国民の日常生活や様々な生産活動に欠かすことのできない資源であり、積極的な水資源の開発が急務となっている。

ついては、洪水調節、流水の正常な機能の維持とともに、水道用水、工業用水、かんがい用水等の水需要に対応し、水資源の有効利用を図るため、河川総合開発事業の推進について格段の配慮を願いたい。

4 過疎・山村・特定農山村・離島・半島地域・中山間地域等条件不利地域の定住条件の整備と活性化

(総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

過疎・山村・特定農山村・離島・半島地域及び中山間地域等いわゆる条件不利地域は、国家政策的な視点上重要な地域であるにもかかわらず、その地理的特殊事情に起因する制約により、生活環境及び産業基盤等の面で一般地域に比べ依然として格差が生じている。

また、当該地域はもとより都市部においても、少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により、空き家や空き建築物が近年増加傾向にあり、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。

ついては、当該地域等が住民の創意工夫による地域資源を有効活用し地域の実情に応じた事業を円滑に実施するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- (1) 関係省庁連携による総合補助制度の創設をはじめ、税制上及び地方債、地方交付税制度等財政上の特別措置の拡充を図るなど、各種法律等に基づく支援措置を強化・拡充すること
- (2) 食料・農業・農村基本計画に基づき、中山間地域等の多面的機能を積極的に評価することにより、総合的な振興を着実に推進すること
- (3) 中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、「中山間地域等直接支払制度」について、その意義・役割を堅持するとともに、法制化や恒久化をすること
- (4) 「空き家再生等推進事業」において、平成25年度までの時限措置となっている地域要件を「全国の区域」として恒久的な措置とすること

5 総合的なエネルギー政策の推進

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省)
国土交通省、資源エネルギー庁、環境省

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、現在、国のエネルギー政策の見直しが検討されている。

日本経済復興のためには、安全の確保を最優先としたうえで、バランスの取れた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠になっていることから、日本海沿岸地域の豊富な水資源を活かした水力発電などの再生可能エネルギーや省エネルギーの普及・導入促進等も含め、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 安全の確保を最優先としたうえで、日本再生戦略や地球温暖化対策、国民負担を総合的に勘案し、これまで原子力発電が基幹電源として電力供給を担ってきたことも踏まえ、総合的なエネルギー政策について、将来の選択肢と、その判断材料となる情報や、実現までの過程を整理し、国民的議論を通じて合意形成を図った上で、国としてのビジョンを策定すること
- 2 中小水力発電、風力発電及び太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入促進や、研究開発、民間への導入支援などに関する総合的な施策の推進を行うこと
- 3 風況の良好な日本海沿岸での風力発電や、太陽光発電等の大規模導入を可能にするため、送電線や連系変電所、出力変動を調整する設備の新設など、地域間の連系可能量を拡大するための施策を講ずること
- 4 環境に配慮した住宅、自動車の導入促進など、省エネルギーの普及に関する制度、支援の充実を行うこと
- 5 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について引き続き原発立地地域の振興が図られるよう、財政支援制度の拡充を行うこと

6 原子力施設の安全対策及び原子力防災対策の見直しと拡充強化

（内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、消防庁、警察庁、資源エネルギー庁）
原子力安全・保安院

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故については、現在、国を挙げて対応されているが、依然として予断を許さない状況にある。

国においては事故原因を徹底究明され、その結果を踏まえた原子力発電の安全性対策の抜本的見直し、電力会社に対する指導の徹底を早急に行うとともに、国民の安全・安心を確保できるよう、原子力防災対策の見直し取り組むことが求められている。

また、現行法の規定を超える災害であることを踏まえ、原子力災害に関する支援、賠償などに関する「特別法」の制定や、原発事故避難者に対する税の特別措置等の実施が求められている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国の責任において、原子力発電の安全を確保するとともに原子力防災対策等の抜本的な見直しを早急に行うこと
 - (1) 原子力規制委員会を速やかに立ち上げ、国民の信頼を得るにふさわしい、中立公正で高い専門性を有した新しい安全規制体制を早期に確立すること

また、政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会や保安院の意見聴取会等による検証結果などを踏まえ、原子力規制委員会のもとで、早急に新たな安全基準を確立し、それに基づき、必要な安全対策を講

じるとともに、事故の徹底した原因究明や調査の進捗に応じ新たに得られた知見については、その都度、安全対策に反映することはもちろん、国民に対しても分かりやすく説明し、これまでに提起されている安全性の疑問点についても、国として丁寧に関わりやすく答えること

加えて、原子力規制委員会の設置に伴い設けられる原子力規制庁については、原子力発電所の立地現場で速やかに判断、対応できる体制を整備し、安全管理と事故防止及び収束に強い権限と指導力を持つ組織として万全を期すとともに、発足と同時に十分機能を発揮するように、規制体制の移管を円滑に行うこと

- (2) 地域防災計画の見直しが早期に行えるよう、国の原子力防災指針や防災基本計画を速やかに示すとともに、その見直しにあたっては、都道府県域を超えた大規模災害にも対応できるよう、原発の立地しない地方自治体の意見も踏まえること

- (3) 緊急時において、住民の避難誘導を円滑に行う観点から、SPEEDIの放射能影響予測情報や実測値の情報について、自治体や住民に対して迅速な情報提供を行うこと

さらに、放射線量の推定や被ばく線量の評価などに関する機能の充実・強化を行い、その結果の迅速な公開や、避難に際しての活用方法を示すなど、原子力防災対策において十分活用できるようにすること

また、これら機能強化の内容や整備時期について明らかにすること

- (4) 行政区域を越えた避難を想定し、避難者に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保について、迅速に対応できる体制づくりや、避難所・救護所運営や要援護者の支援等に必要となる人員の確保について、原発立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる体制を整えるとともに、広域避難者を受け入れる自治体を財政的に支援する制度を設けること

また、要援護者の避難に必要な輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる病院・社会福祉施

設等を確保する体制を構築し、やむを得ず残留せざるを得ない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策並びに支援体制を構築すること

あわせて、要援護者の搬送については、自衛隊、海上保安庁等による即時、迅速な対応ができる体制とすること

- (5) 避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や民間賃貸住宅を含む応急仮設住宅など、施設の確保について支援を行うこと
- (6) 福島第一原子力発電所から20km以内が警戒区域に指定され、20km以上の地域の一部も計画的避難区域に指定されたこと等に鑑み、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の早急な見直しと、これに伴う医療提供体制や避難体制の整備、情報提供の徹底、事業者と関係府県・市町村との連携強化、備蓄資機材確保の財政措置等について国が責任を持って行うとともに、関係隣接県の取扱いをより広範かつ適切なものに改め、関係自治体への財政措置等を講じること

また、これに伴うモニタリング指針の見直しや、避難のシミュレーションに必要な MACCS2、SPEEDI などの放射性物質の拡散予測システムの整備とそれに伴う避難体制を確立するとともに、代替施設を含めたオフサイトセンターの機能等のあり方について関係道府県の意見を踏まえ、早急に見直すこと

特に、SPEEDI の原子炉施設から30km 圏への対象範囲の拡大については、早急に対応すること

また、モニタリングの果たす役割は重要であり、モニタリング情報共有化システム（ラミセス）に係る費用は一括して国が負担し、モニタリングポストやテレメータシステムを停電時も稼働できるよう機能強化を図り、常時監視体制を構築すること

あわせて、UPZ(概ね30km)圏内に係る原子力防災資機材の整備、避難シミュレーション等に要する費用について、所要の財政措置を講じること

- (7) 原子力災害発生時の被災地域への応援要員体制を整備するとともに、

災害廃棄物の広域処理については、国の責任において安全基準などについて国民に十分説明し理解を得、地方自治体が安心して受け入れられる環境を整備すること

また、住民の合意を得るにあたっては、経済的・歴史的背景や取り組みの状況等、地域の事情が異なることを鑑み、各地方自治体の判断を尊重すること

- (8) 事故発生時の迅速な初動体制の確保、および地域住民の避難経路の確保等の観点から、原子力発電所周辺の防災道路の整備と既設道路の防災対策について、早期整備を促進すること

- (9) 安定ヨウ素剤の予防服用について、避難等と安定ヨウ素剤の配布・予防服用を組み合わせた総合的な防護対策のあり方を早急に示すこと

さらに、小児に対し迅速かつ円滑に安定ヨウ素剤の予防服用を行うために必要な薬剤の開発および製造について、早急に製薬業者等を指導・支援すること

また、緊急事態における安定ヨウ素剤に関する医師の服用指示について政府の統一見解を示し、自治体職員が住民に対して迅速な服用指示ができるような判断基準を示すとともに、安定ヨウ素剤の服用による副作用発生時に服用指示をした医師等の免責制度、患者の補償制度を創設すること

- 2 被災者への支援、賠償が迅速かつ十分に行われるよう、原子力災害に対する支援、賠償などに関する「特別法」の早期制定や、原発事故避難者に対する税の特例措置及びその減収補填措置を実施すること

3 風評被害の防止

原子力災害により生じる国際的な風評被害について、国レベルで早急に対応すること

7 大学等教育・研究・研修・文化施設の整備促進

(文部科学省、文化庁)

地域間にはかなりの格差が見られる高等教育機会の均等化を進め、地域の活性化を図るために、日本海沿岸地域の高等教育機関の充実をはじめ、教育・研究・研修・文化施設の整備促進について格段の配慮を願いたい。

- 1 国公立大学等高次の教育・研究施設の重点配置と充実
- 2 私立大学等の整備促進のための財政措置の創設
- 3 美術館、博物館等文化施設及び研究施設の整備促進並びに施設の維持管理や利活用のための財政措置の強化
- 4 公共人材育成や地元自治体、NPO等との連携事業等、地域再生や地域の課題解決の中核として大学が取り組む活動への支援拡充

日本海沿岸地帯振興連盟

設 立 昭和39年10月

会 員 日本海沿岸の12府県（青森県、秋田県、山形県、新潟県、
富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、
島根県、山口県）の府県知事、府県議会議長、市町村関係者、
経済・産業団体関係者

世話人代表 富山県知事 石井隆一